

令和4年11月30日（水）

## 1 目 目

（条例・補正予算等上程審議、質疑・討論・一部採決、委員会付託）



令和4年11月30日～12月9日

町議会定例会会議録

令和4年11月30日第5回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第9番 勝山 修輔
第10番 田村 稔	第11番 津野田重一
第12番 稲見 敏夫	第13番 稲川 洋
第14番 高橋 正昭	

3. 欠席議員

第8番 石崎 幸寛

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里  
書記（主査） 根本 大成

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 光弘
企画課長	枝 博信	税務課長	保坂 武志
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	田仲 進壽
都市建設課長	神山 雅行	建築課長	柴 光治
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	星野 和弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第49号 町長の専決処分の承認を求めることについて（令和4年度上三川町一般会計補正予算（第3号）に関する専決処分）
- 日程第4 議案第50号 上三川町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第51号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第52号 上三川町職員の高齢者部分休業条例の制定について
- 日程第7 議案第53号 上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第54号 上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第55号 小山広域保健衛生組合理約の一部変更について
- 日程第10 議案第56号 上三川いきいきプラザの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第57号 上三川町赤ちゃん誕生祝金条例の一部改正について
- 日程第12 議案第58号 上三川町児童医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第59号 上三川町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第14 議案第60号 令和4年度上三川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第61号 令和4年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第62号 令和4年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第63号 令和4年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第64号 令和4年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第65号 令和4年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第66号 令和4年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 追加日程第1 報告第9号 議会の委任による専決処分の報告について（町道に係る事故の和解に関する専決処分）
- 追加日程第2 議案第67号 工事請負契約の締結について（庁舎内部改修工事（トイレ等））

午前10時05分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 御着席ください。

令和4年第5回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定などの重要議案が提出されます。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますよう御期待いたします。また、議会運営につきましても御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただ今から令和4年第5回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は13人です。

石崎議員より傷病のため欠席の届けが出ております。

---

(欠席議員 8番 石崎幸寛君)

○議長【高橋正昭君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。事務局長。

○議会事務局長【海老原昌幸君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、提出されています第5回定例会資料のうち、議案第65号「令和4年度上三川町水道事業会計補正予算(第2号)」について、お手元に配付の補正予算書と差し替えをお願いいたします。

次に、監査関係では、例月現金出納検査結果が、令和4年8月分から10月分までの3カ月分、及び令和4年10月に実施されました定例監査結果報告が提出されております。

組合議会関係では、令和4年第2回小山広域保健衛生組合議会定例会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、9番・勝山修輔君、10番・田村 稔君を指名いたします。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員会の報告を求めます。5番、議会運営委員会副委員長、小川公威君。

(5番・議会運営委員会副委員長 小川公威君 登壇)

○5番・議会運営委員会副委員長【小川公威君】 本日招集されました令和4年第5回町議会定例会の会期・運営につきまして議長より諮問され、11月7日及び11月22日に議会運営委員会を開き協議をいたしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告1件、議案19件で、一般質問通告者については7人です。

会期につきましては、本日11月30日から12月9日までの10日間といたしました。

1日目の本日は、会期等の決定後、議案の全てを上程し、議案第49号の専決処分事項の承認について、また議案第53号及び議案第60号から議案第66号までの補正予算については、委員会付託を省き、提案理由説明後、全体質疑・討論を行い、本日採決をお願いいたします。

次に、議案第50号から議案第52号、議案第54号から議案第59号まで及び議案第67号については、提案理由説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。なお、付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

2日目、3日目は一般質問を、くじで決定した順により7人が行います。2日目5人、3日目2人といたしました。

4日目、5日目、6日目は休会といたします。

7日目、8日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。なお、委員会の開会は午前9時でお願いいたします。

9日目は休会としますが、各常任委員会の審査結果報告書の作成日としましたので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

10日目を最終日とし、各常任委員長より付託案件の審査結果報告を頂き、質疑・討論・採決を行い、全議案を議したいと思っております。また、最終日に総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の視察研修結果報告、並びに議会運営委員会と広報委員会の合同視察研修に係る議員派遣、及び議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査に対し、採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【高橋正昭君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日から12月9日までの10日間をしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月9日までの10日間と決定いたしました。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第3、議案第49号「町長の専決処分の承認を求めることについて（令和4年度上三川町一般会計補正予算（第3号）に関する専決処分）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第49号「町長の専決処分の承認を求めることについて」、御説明いたします。

令和4年度上三川町一般会計補正予算（第3号）につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増への対策といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、11月1日付で専決処分を行ったものでございます。

歳入につきましては、国庫補助金で、子育て世帯等臨時特別支援事業を増額補正し、歳出につきましては、民生費において、住民税均等割非課税世帯等に対して支給する緊急支援給付金事業費を増額補正いたしました。

この結果、歳入歳出の予算の総額に9,185万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を118億7,957万6,000円としたものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。議案第49号「町長の専決処分の承認を求めることについて（令和4年度上三川町一般会計補正予算（第3号）に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第49号は承認することに決定いたしました。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第4、議案第50号「上三川町職員の定年等に関する条例の一部改正について」から、日程第6、議案第52号「上三川町職員の高齢者部分休業条例の制定について」までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第50号から議案第52号までを一括説明いたします。

議案第50号「上三川町職員の定年等に関する条例の一部改正」につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等に関し、必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第51号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

の制定」につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、町職員の定年の引上げ等に関し、必要な事項を定めるため、関係条例について所要の改廃を行うものでございます。

次に、議案第52号「上三川町職員の高齢者部分休業条例の制定」につきましては、地方公務員法の一部改正に伴う町職員の定年の引上げ等を踏まえ、職員の加齢に伴う諸事情等へ対応し、仕事との両立を支援するための環境整備として、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、3議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容については、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案においても、委員会に付託する議案に係る質疑については同様の取扱いをお願いいたします。

質疑はありませんか。3番、篠塚君。

○3番【篠塚啓一君】 議案の第51号、ページで言うと22ページになるんですけど、第1条の上三川町職員定数条例の一部を次のように改正するということで、職員の定数の総数は変わらず、第1項のところ、町長の事務部局の職員が10人増えて、第5項のところ、教育委員会の事務部局が10人減ってるというところなんですけれど、これ、教育委員会のほうの事務部局って10人減っても特に業務に支障って生じないんですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 今回の改正は、職員定数全体数が決まっている中で、定年延長等によって延長された職員、役職定年として延長された職員も定数に入ってくる職員がいるということで、その職員が時短で勤務したりしますと、職員総数もある程度増えることが見込まれる中で、これまで教育委員会のこの人数は相当過大なものであったことから、その分を町長部局のほうに振り分けたというような形になっております。定数の振り分けにつきましては、町長部局、教育委員会部局、議会部局等に分かれています。その調整を取ったということで御理解いただければと思います。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚君。

○3番【篠塚啓一君】 今、教育委員会のほうが人数が過大だったということでしたと思うんですけど、教育長にお伺いしたいんですけど、本当に10人減っても業務というか、そういったものに支障って生じないというふうにお考えですか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 先ほどの質問でちょっとお答えが足りない部分がありました。教育委員会部局につきましては、前に学校公仕さんとか、そういう方が定数の中に入っております。今、定年された方とか、そういう方は今の学校公仕さん、会計年度職員で採用しているケースが多いので、そういった点で、定数が実際の人数よりも相当過大だったということになります。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚君。



○3番【篠塚啓一君】 僕が聞きたいのは、本当に業務に支障がないのかどうかというところなんですけれど、それに関して全然お答えいただけないんですよ。最後にそれだけちょっと確認をしたいんですけれど。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 実際の職員数ですね、この定数の中から大分少ない人数で行っておりまして、実際の業務の運営には影響はございません。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第7、議案第53号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第53号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、令和4年人事院勧告等に基づき、国家公務員等の給与改定が行われたことを踏まえ、同様の給与改定を実施するものでございます。

内容といたしましては、町議会議員及び町長等については、期末手当の年間支給月数を0.1カ月引き上げ、町職員については、勤勉手当を0.1カ月引き上げるとともに、初任給及び若年層の給与月額を引き上げるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。

なお、本議案については、所管の委員会には付託いたしません。質疑・討論の後、採決を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。議案第53号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【高橋正昭君】 次に、議案第54号「上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の

発生の防止に関する条例の一部改正ついて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第54号「上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正ついて」、御説明いたします。

本案件は、近年、近隣市町及び町内において不適正な土砂等の埋立て等の事案が発生していることから、規制の強化を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。3番、篠塚君。

○3番【篠塚啓一君】 周辺住民への説明というところの第10条の2というのがあるんですけども、これって説明会を開けば、特に周辺の住民の方から同意を得ることなく事業というのができるという内容になるんですか。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

基本的に、周辺地域住民の不安を和らげるため、事前に説明ということになっております。基本的に、事前に協議をしていって了解を得たいと思っております。そのようなことで対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 3番、篠塚君。

○3番【篠塚啓一君】 これって、小規模特定事業なので、500平方メートルから3,000平方メートルというのが対象になるのかなと思うんですけど、面積が。面積の下限というのは、下げるとは考えなかったんですか。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

現在、県内でも1,500平方メートル以下というのはなくて、その範囲でやっておりますので、今のところ下げる予定はございません。ただし、近隣市町村、関係機関と協議をしながら、近隣の動向を見ながら今後は検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第9、議案第55号「小山広域保健衛生組合規約の一部変更について」を

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第55号「小山広域保健衛生組合規約の一部変更について」、御説明いたします。

本案件は、令和5年4月1日から小山広域保健衛生組合規約第3条第1項第2号及び第3号に規定する事務について、下野市旧石橋町の区域が参加すること、並びに同規約第3条第1項第4号に規定する事務について、小山市及び野木町が独自で実施することに伴い、同規約の変更が必要となったものでございます。

なお、本町は今回の規約変更における直接の関係はございませんが、規約の変更には、地方自治法第286条第1項の規定により、組合を構成する2市2町の協議が必要であるため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件の一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第10、議案第56号「上三川いきいきプラザの指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第56号「上三川いきいきプラザの指定管理者の指定について」、御説明いたします。

本案件は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの期間、上三川いきいきプラザを管理運営する指定管理者として、「上三川いきいきプラザ サポートーズ」を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 先日ちょっと、たしか指定の他社があったんですが、「入札の時点で辞退した」というふうなことを聞いていますが、辞退した理由が曖昧なのと、そして最初からこの2者は入札

に参加する気がなかったのではないかなという節が一つあるのと、この指定業者と何かツーカーの仲じゃないかというような、入札日に辞退しちゃうんですかね。辞退するという事は入札に来なきゃいいだろうというのが私の考え方なんです、申請はしました、3者あった、だけど辞退したんで1者だった。これも先ほど、トイレの競争入札という言葉が一つも鑑みられないということが往々にしてあるんですね、この町は。最初から1者だったなら1者で競争入札ってことじゃないんじゃないかというふうに思うんですが、それで同じ会社が同じようにやっていて、もう10年ですよ。中身がもうぼろぼろになっていても、まだ修理もできない。又は修理をしないのか。修理をおろそかにしているのか私には分からないんですが、もう10年ですから傷みもひどいです。でも、傷みがあっても、税金で造ってまだ返済が終わってないんですから、もっと大事にしてくれる業者じゃないと長続きしないんじゃないかというふうに、私は常々利用者の一人として見てるんですが、どうしてこんなことがあるのかお聞きしたいと思います。

それから、30万円以下は指定業者が払うんですよと、30万円以上は町の税金ですよという曖昧な線引きがあります。この曖昧な線引きは、全部向こうが直すんだという契約の仕方もあり得るんだというふうに私は聞いているんですが、その辺のことはどのようになっているかお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

まず、1点目の2者事前の申請があったものが、実際のプロポーザルの段階になりまして、本申請の段階になりまして1者になった理由はこういったものか、ということなんですが、申し訳ありません。辞退に関しましては、「辞退したい」ということだけで理由はありませんでしたので、そちらのほうの理由に関しては把握はしておりません。

ただ、議員がおっしゃるとおり、同一の会社がずっと同じ管理をするということは、同じサービスを継続できるというメリットもあるのと同時に、やはりだんだんとその管理に関して甘さが出てくるというのは議員のおっしゃったとおりだと思いますので、今後のまた令和5年度から始まる5年間に関しましては、町としましてきちんと管理を行って行って、町民の方の希望に沿った利用しやすい施設になるように、そこはきちんと管理をしていきたいと思っております。

また、5年後の新しい指定管理の際には、新たな別の業者が手を挙げていただいて、競争していただいて、よりよい施設管理になるように、皆さんに分かっていただける情報の公開等に努めていきたいと思っております。

また、2つ目の御質問の30万円以下の修繕と30万円以上の修繕に関しまして、その線引きはいかなものかということでございますが、こちらの管理の判断としましては、30万円以上の修繕に関しましては、上三川いきいきプラザの継続的な管理に大きな影響を及ぼす、必要がある修繕につながると思っております。そのため、町のほうの別の修繕費をつくって、そこで上三川いきいきプラザがきちんと継続して運営していけるように、町のほうで、早め早めの修繕で、上三川いきいきプラザの継続した運営のほうを続けていけるようにしているものだと考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 今、非常に困っていることがあります。サウナの前にある露天風呂の間のドアが壊れてしまって、修繕が利かなくなっています。そのために、表の外気がお風呂の中にばんばん入ります。裸でいるもんですから、それはとても寒いです。

それで私は、なぜこのドアが1カ月近くもボタンボタンと閉まっているのに、清掃している人がなぜ報告をしなかったのかということなんです。そのときに報告していれば使用不能にならなかったんじゃないかというふうに思っているんですが、私も利用者の一人ですから、「これ壊れてんじゃない、困るんじゃない」ということまでは言えないもんですから、黙って見てました。約1カ月でドアが開け閉めできなくなりました。

今、上三川いきいきプラザにはこういうことが往々にして多いです。今、スピーカーも使えません。事務所で使うスピーカーはよくコロナの対策や何か一生懸命しゃべってくれます、うるさいぐらい。しかし、今度は肝腎なことは一つも通じません。「何でこれ、表にスピーカーがあるの」って言ったら、「壊れて直せてないんです。」「これも、3カ月も4カ月もこのままだけど、いつ直るの」と、こういうふうに私が聞いたら、「いろいろやってるんです。」いろいろやってんの当たり前ですよ。メンテナンスという会社が入ってんだから、壊れたらすぐ直すべきですよ。それを長くすることによって30万円以上の費用になるように仕向けてんじゃないかなと、悪意で思うんですね。そのときに直せば5万円か3万円で済むものをめちゃくちゃ壊しちゃって、税金で払わせようとしてる節があるんじゃないかというふうに、私は利用者の一人として考えるんですね。

ですから、あそこを営業している人は指定管理者であって、指定管理者を選んでものはあなた方行政なんです。その行政が行ったこともない、見たこともない、入ったこともない。それで壊れたのは税金で払えというのは、ちょっといささか理不尽じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。私の言っていることは何か無理難題がありますか。

○議長【高橋正昭君】 浜野健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、今、サウナから露天風呂のほうに行くドアのほうが故障しておりまして、今修繕の準備を進めているところです。また、そこに関しましては、上三川いきいきプラザの浴室を利用いただいている町民の方が、今、厚意により仮設のビニールのカーテンをつけていただいて、その寒さのほうをしのいでいる状態です。そこに関しましては、今修繕の準備の途中ですが、なるべく早く、できる限り早く修繕のほうを進めたいと思います。

また、「長い間放置して30万円以上に修繕をしているんじゃないか」という御意見に関しましては、そのようなことはないとは信じておりますが、きちんと報告のほう、町のほうにすぐするように、そこは指導のほうを努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 課長一人を責めているわけじゃないんです。担当課がいるんですから、その担当課が毎日見に行くぐらいの気遣いがあってもいいんじゃないかということが言いたいんです。「どこ

が壊れているんですか」とお客さんに聞くことだって行政の務めだと思っんですね。全員がそれを、「町長行って聞いてこい」って言っているわけじゃないんですから。でも、そういうことがよりよい、人が来て気持ちよく帰ってもらうために、あんな莫大なお金で造って、今、あと十何年払うわけですから、20年かな。そのことをよく考えて、行政の担当が変わるたびに優柔不断なことを言うのはやめなさいということを書いて、私の質問、答えは要りません。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第11、議案第57号「上三川町赤ちゃん誕生祝金条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第57号「上三川町赤ちゃん誕生祝金条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、支給対象者の住所要件を変更し、併せて申請期限を変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第12、議案第58号「上三川町児童医療費助成に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第58号「上三川町児童医療費助成に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、少子化対策及び子育て支援の一環として、児童医療費助成の対象年齢を高校3年生相当まで拡大するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたし

ます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第13、議案第59号「上三川町水道事業給水条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第59号「上三川町水道事業給水条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、民法の一部改正により、水道等のライフラインの設備を設置・使用する目的で、他人の土地や設備を使用するための規定が整備されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 途中でありますが、休憩を入れます。15分、お願いします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復しまして会議を開きます。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第14、議案第60号「令和4年度上三川町一般会計補正予算（第4号）」から、日程第20、議案第66号「令和4年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第60号「令和4年度上三川町一般会計補正予算（第4号）」について、御説明いたします。

今回の補正予算は、オミクロン株対応ワクチン接種に係る費用やエネルギー価格等の高騰など、当面する課題への対応策のほか、令和3年度よりその設計業務等に取り組んでおりました生涯学習・子育て

支援複合施設整備費を計上するとともに、イベント事業の中止など、事業が確定した既存予算の組替え等を行うことで、今後の財政運営の安定性に配慮することとして編成したものでございます。

歳入について、主なものといたしまして、法人事業税交付金では、交付額の収入見込みにより増額補正いたします。

国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルスワクチン接種対策費等を増額補正いたします。

県支出金では、保育施設等物価高騰対策事業及び子ども・子育て支援交付金等を増額補正いたします。

繰入金では、財政調整基金及び新型コロナウイルス感染症対応基金の基金繰入額を増額補正いたします。

町債では、生涯学習・子育て支援複合施設整備事業に係る起債を増額補正いたします。

続いて、歳出について、主なものといたしまして、民生費では、県後期高齢者医療連合への負担金及び上小第3学童クラブの準備に要する設計費用等について増額補正いたします。

衛生費では、オミクロン株対応ワクチン接種に係る経費及びクリーンパーク茂原に係る負担金、水道料減免施策に係る水道事業費会計への補助金等を増額補正いたします。

農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計への繰出金等を増額補正いたします。

商工費では、今年度第3弾のプレミアム商品券事業及びエネルギー価格等高騰対策支援金について増額補正いたします。

教育費では、給食センター施設整備費及び生涯学習・子育て支援複合施設整備等について増額補正いたします。

また、民生費、農林水産業費、商工費、消防費において、イベント事業等の中止に伴う各種経費の減額補正をいたします。更に、各款において、人事院勧告等に伴う人件費及び公共施設等の電気料金高騰分について補正をいたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に17億8,168万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を136億6,126万1,000円とするものでございます。

また、継続費を第2表のとおり、繰越明許費を第3表のとおり、地方債を第4表のとおり、それぞれ補正いたします。

次に、議案第61号「令和4年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、御説明いたします。

今回の補正は、職員の会計間の異動等に伴う職員給与費等の補正で、歳入歳出予算の総額から173万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を28億6,199万8,000円とするものでございます。

次に、議案第62号「令和4年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、御説明いたします。

今回の補正は、職員の会計間の異動等に伴う職員給与費等の補正で、歳入歳出予算の総額から359万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を24億9,669万7,000円とするものでございます。



次に、議案第63号「令和4年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、御説明いたします。

今回の補正は、職員の会計間の異動等に伴う職員給与費等の補正で、歳入歳出予算の総額から7万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を3億3,044万8,000円とするものでございます。

次に、議案第64号「令和4年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について、御説明いたします。

歳入では、主に光熱水費の増額に伴う繰入金の増額、歳出では、主に光熱水費の増額で、歳入歳出予算の総額に1,711万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を3億3,311万7,000円とするものでございます。

次に、議案第65号「令和4年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」について、御説明いたします。

収益的収入における増額補正30万6,000円の主な内容は、水道料金の減免に伴う水道料金収入の減額、及び他会計補助金の増額を行うものでございます。

また、収益的支出における増額補正2,629万7,000円の主な内容は、電気料金の高騰による動力費の増額、及び水道料金の減免に伴う事務費の増額を行うものでございます。

次に、資本的収入における減額補正2,100万円の主な内容は、前年度に下水道事業への貸付けを行わなかったことにより、貸付金の償還が発生しないため、他会計貸付金償還金を減額するものでございます。

また、資本的支出における減額補正645万1,000円の主な内容は、職員の会計間の異動等に伴い、人件費を減額するものでございます。

次に、議案第66号「令和4年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」について、御説明いたします。

収益的収入における補正増額588万9,000円の内容は、人件費等の支出増に伴う増額でございます。

また、収益的支出における補正増額588万9,000円の主な内容は、職員の会計間の異動等に伴い人件費を増額するものでございます。

次に、資本的収入における減額補正2,282万3,000円の主な内容は、他会計借入金償還金の減に伴い、他会計補助金を減額するものでございます。

また、資本的支出における減額補正2,282万3,000円の主な内容は、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業との事業変更に伴う減額、他会計借入金償還金の減額を行うものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細説明につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 それでは、議案第60号「令和4年度上三川町一般会計補正予算（第4

号) 」につきまして、御説明いたします。

事項別明細書により歳入から御説明いたしますので、補正予算書の12、13ページをお開き願います。

2、歳入でございます。第6款第1項1目法人事業税交付金1,600万円の増額は、1節法人事業税交付金で、交付額が増収見込みのため補正するものでございます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、2目衛生費負担金2,141万円の増額補正は、オミクロン株対応ワクチン接種等に係る費用につきまして、国からの負担金を増額補正するものであります。同じく第2項国庫補助金、1目総務費補助金5,561万円の増額補正につきましては、1節総務管理費補助金で、国からの新型コロナ対応地方創生臨時交付金で、価格高騰重点支援交付金の交付額が追加されたため、増額補正するものであります。2目民生費補助金136万3,000円の増額補正につきましては、1節社会福祉費補助金で、障害者総合支援事業システム改修に伴い22万円の増額を、同じく2節児童福祉費補助金で子ども・子育て支援交付金対象事業費の増加に伴い114万3,000円の増額補正をするものでございます。3目衛生費補助金265万円の増額補正につきましては、1節保健衛生費補助金、オミクロン株対応ワクチン接種等に係る費用につきまして、対象事業費の増加に伴い増額補正するものであります。5目教育費補助金84万円の増額補正は、1節小学校費補助金で56万円、2節中学校費補助金で28万円、いずれも学校保健特別対策支援事業費で、令和3年度に引き続き、国からの交付額の追加に伴い増額補正するものです。

第15款県支出金、第2項県補助金、2目民生費補助金302万1,000円の増額補正は、2節児童福祉費補助金で、1歳児担当保育士増員事業で、事業費の増加に伴い37万8,000円、子ども・子育て支援交付金では、同じく対象事業費の増加に伴い114万3,000円、保育施設等物価高騰対策事業で150万円、それぞれ増額補正するものであります。同じく4目、農林水産業費補助金239万8,000円の減額補正につきましては、1節農業費補助金で、経営所得安定対策直接支払推進事業で、交付額確定見込みにより25万2,000円の増額。農業人材力強化総合支援事業で、事業費確定見込みにより265万円の減額をするものであります。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2億744万3,000円の増額補正につきましては、補正予算の財源不足分としまして繰入れするものであります。5目新型コロナウイルス感染症対応基金繰入金1,574万円の増額補正につきましては、補正予算の新型コロナウイルス感染症対策事業の財源として繰り入れるものであります。6目生涯学習センター整備基金繰入金3億6,000万円の増額補正につきましては、生涯学習・子育て支援複合施設整備のための財源として繰り入れるものであります。

第20款諸収入、第4項3目雑入6,000円の増額補正につきましては、2節雑入で県への補助金の返還分でございます。

第21款第1項町債、4目教育債11億円の増額補正につきましては、生涯学習・子育て支援複合施設整備のための財源としまして起債するものであります。

以上で歳入につきましての説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 続きまして、歳出予算の御説明をさせていただきますが、各予算科目での説明に入ります前に、補正予算、給与費明細書の御説明をさせていただきます。30ページ、31ページをお開きください。なお、給与費関係の補正予算につきましては、ここで総括して説明をさせていただきますので、各予算科目の中での給与費関係の内容説明は省略させていただきたいと思っております。御了承ください。

初めに、30ページ1の特別職についてですが、表の下段、比較の欄を御覧ください。その他の特別職報酬の177万7,000円の増は、新型コロナワクチン接種に関わる医師等の報酬増によるもので、長等及び議員の期末手当、年間支給率0.05月分の減は、当初予算で年間支給率3.35月分を計上しておりましたが、今回の改定において支給率3.3月分になることによるものでございます。

次に、31ページの一般職、(1)の総括の表ですが、表の下段、比較の欄を御覧ください。初めに、職員数2人の減は、当初予算計上時より正職員が2人少なかったことによるものです。報酬の85万2,000円の減額は、会計年度任用職員の報酬減によるものでございます。給料2,245万3,000円の減額は、職員数の減員や職員の会計間の異動等によるものでございます。職員手当2,053万1,000円の減額につきましては、表の下の職員手当の内訳表を御覧ください。初めに、管理職手当、扶養手当、住居手当及び児童手当の減額は、支給対象者の減、及び会計間の職員の異動などによるものでございます。

次に、期末手当1,645万4,000円の減額、及び下の段の会計年度任用職員等手当の37万6,000円の減額は、当初予算で期末手当の年間支給月数2.55月分を見込み計上しましたが、今年度職員の給与改定で、年間2.4月分の支給になることなどによる減額でございます。勤勉手当118万6,000円の増額につきましては、職員の給与改定により、年間の支給率が0.1%分増えることから増額するものです。

最後に、表の上の段に戻っていただきまして、共済費の4,416万3,000円の減額は、給料及び期末手当の減額と同様の理由によるもののほか、当初予算の計上において、共済費負担率の大幅な上昇を見込みましたが、今年度の上昇率が低かったことから減額するものでございます。

以上で補正予算、職員給与費の説明を終わらせていただきます。

続きまして、補正予算書14ページ、15ページをお開きください。職員の給与費を除く歳出補正予算について御説明いたします。

まず初めに、第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の補正は、10節の消耗品費において、新型コロナウイルス感染症対策として、アルコール消毒用品及びサーキュレーターの購入費を増額し、11節役務費では、郵便料等の通信運搬費を増額するものでございます。2目財産管理費の補正は、10節の光熱水費については、電気料の高騰に対応するため増額するもので、12節委託料では、公有財産の売却処分のための不動産鑑定評価の委託費を増額補正するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 続きまして、3目交通安全対策費、補正額114万円の増額につきましては、10節需用費の光熱水費で、電気料金の高騰による14万円の増額、14節工事請負費

の100万円は、カーブミラー修繕・新規工事をするものでございます。

4目防犯費、補正額120万円の増額は、10節需用費の光熱水費で、電気料の高騰により増額するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 続きまして、7目企画費256万5,000円の減額補正につきましては、1節報酬、3節職員手当等、18節負担金、補助及び交付金で、地域おこし協力隊関係予算の額の確定見込みにより減額補正するものであります。9目広報広聴費99万9,000円の減額補正につきましては、10節需用費で広報かみのかわ印刷代額の確定見込みにより減額補正するものであります。10目情報管理費231万円の増額補正につきましては、12節委託料でDX推進計画策定のための業務支援費として増額補正するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 16、17ページをお開きください。

第3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料24万5,000円の増額につきましては、戸籍副本関連機器の更新に伴い、ネットワーク機器の設定変更が必要になったため、増額するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費について御説明いたします。

2目障害者福祉費の1節報酬25万円の増額補正につきましては、障害認定申請の数が当初見込みより多く、それに伴い、調査を行う障害認定調査員の出勤日数を増やしたことによる増額でございます。その下、12節委託料の増額補正につきましては、障害者総合支援システムの改修による増額が44万円、成年後見申立て件数の増加による増額が10万8,000円となっております。

続きまして、4目上三川いきいきプラザ管理費、1節報酬7,000円の増額補正は、いきいきプラザ運営委員会委員の報酬の確定によるものでございます。

次に、5目老人福祉費の7節報償費から13節使用料及び賃借料までの総額151万6,000円の減額の補正は、敬老会の中止に伴い減額するものでございます。

10節需用費の欄に戻っていただきまして、一番下、光熱水費の3万3,000円の増額につきましては、生きがい作業所における電気料の高騰分を補正するものです。

4段下の18節負担金、補助及び交付金のうち負担金1,387万3,000円の増額補正は、令和3年度県後期高齢者医療広域連合負担金の精算に伴うものでございます。

その下、交付金、敬老祝金支給事業の110万5,000円の減額補正は、対象者数の確定に伴い行うものです。

次の27節繰出金の539万7,000円の減額補正は、各特別会計の人件費補正に伴う一般会計か

らの繰出金の補正でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 続きまして、18、19ページをお開きください。第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、11節役務費11万8,000円、12節委託料315万7,000円については、上三川小学童クラブの利用児童の増加を見込み、図書館の南館を改修し、追加開設するため、改修工事に係る手数料及び設計委託料を計上するものです。18節負担金、補助及び交付金、補正額30万円については交付金で、放課後児童クラブのうち学校外の専用施設4カ所に対する電気料金等の価格高騰分に対する支援金として計上するものです。

2目母子福祉費、補正額93万8,000円の増額は、10節需用費33万円、12節委託料60万8,000円で、令和5年4月から実施予定の児童医療費の助成対象拡大に関する準備費用を計上するものです。3目子ども・子育て支援費、補正額569万4,000円の増額は、18節負担金、補助及び交付金のうち補助金では、保育施設等が実施する各事業の利用見込み数や補助単価の変更によるものとして418万8,000円を、また、交付金では、県予算に基づき、保育施設10カ所に対する電気料金等の価格高騰分に対する支援金として150万円を、また、22節償還金、利子及び割引料では、県補助金の返還分として6,000円を計上するものでございます。

4目子育て支援センター費、10節需用費10万3,000円は、子育て支援センターにおける電気料金の価格高騰分として増額補正するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費について御説明いたします。

1目保健衛生総務費の1節報酬の1万5,000円の増額補正と、3節職員手当等の一番下にある会計年度任用職員手当の1,000円の増額補正は、最低賃金引上げに伴う増額でございます。同じページの一番下、18節負担金、補助及び交付金の2,989万2,000円の増額補正につきましては、コロナ禍における物価高騰に伴う水道基本料金の減免に対し、水道事業会計に補助金を支出するものです。

20ページ、21ページをお開きください。2目予防費の1節報酬330万円の増額補正から、12節委託料1,269万9,000円までの総額2,406万1,000円の増額補正につきましては、新型コロナウイルスワクチンのオミクロン株対応ワクチン接種、小児接種の追加接種、乳幼児接種の開始に伴う増額補正でございます。

その下、22節償還金、利子及び割引料の2,088万2,000円の増額補正は、令和3年度中の新型コロナウイルスワクチン接種に係る国県負担金等の事業費確定に伴う返還金の増額補正でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 続きまして、第2項清掃費、1目清掃総務費、18節負担金、補助及び交付金のうち補助金100万円の増額は、生ごみ処理機等設置費補助金制度の拡充に伴い増額するも

のでございます。2目じん芥処理費、補正額1,759万6,000円の増額につきましては、12節委託料80万円の増額は、クリーンパーク茂原の火災による燃やせるごみ収集運搬の距離の延長と週の始めなどによる排出量が多い日の車両増加分を増額するものであります。18節負担金、補助及び交付金のうち負担金1,679万6,000円の増額は、クリーンパーク茂原焼却施設火災に伴う復旧に関わる費用負担により増額するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長【松本勝彦君】 続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、1目農業委員会費、補正額7万3,000円の増額につきましては、1節報酬及び3節の職員手当等については、一般補助事務員に対する最低賃金の改定によるものでございます。また、8節旅費5万3,000円の増につきましては、今年7月に採用しました会計年度任用職員の交通費で、通勤距離の確定による補正でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 続きまして、次の2目農業総務費につきましては、職員の給与費のみの改定でございますので、ページをおめくりいただきまして、22、23ページをお開きください。3目農業振興費300万4,000円の減額につきましては、12節委託料、計画策定で15万4,000円の減額。こちらは、農業振興地域整備計画変更業務の額の確定によるものでございます。また、市町村森林経営管理事業230万1,000円の増額につきましては、経営管理協定締結の件数増に伴いまして、森林の除草刈り及び間伐作業の委託費の増額によるものでございます。

また、18節負担金、補助及び交付金では、農業団体活動促進事業及び青果物振興対策事業について、それぞれ10万円の補助金の減額、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止及び縮小となったため、事業費が不用となったものでございます。

また、農業次世代人材投資資金265万円の減額につきましては、被交付者の所得の増額に伴う交付額の減、また新規採択者の交付申請額の減などにより減額するものでございます。

次の24節積立金230万1,000円の減額につきましては、先ほど説明しました12節市町村森林経営管理事業の財源としたため、積立額を減額するものでございます。

次に、5目農地費1,442万2,000円の増につきましては、農業集落排水事業特別会計の補正に伴う27節繰出金の補正でございます。

次の7目農業再生対策推進費25万2,000円の増につきましては、栃木県から交付されます経営所得安定対策直接支払推進事業の交付額決定に伴う補正でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【田仲進壽君】 続きまして、第7款第1項商工費、2目商工振興費、補正額4,045万2,000円の増につきましては、18節負担金、補助及び交付金における予算でございまして、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして開催中止、あるいは規模を縮小せざるを得なかったイベントに

関連する補助金等の不用額をそれぞれ減額するものと、補助金の上から２段目に記載がありますプレミアム商品券事業、それから、交付金として記載がありますエネルギー価格等高騰対策支援金のように増額になるものがございます。増額になります予算でございますが、まず、プレミアム商品券事業では、１０月に予約受付がございましたかみのかわサービス・ポイントカード会が発行する商品券に多くの方から購入申込みがあったそうでございまして、中には申込みをしても購入できなかった方もいらっしゃることから、今回追加販売するための補助金として、１，０９０万円を計上いたしました。

次に、エネルギー価格等高騰対策支援金では、燃料費、光熱費、原材料価格等の高騰に影響を受けている中小企業者を支援するための交付金として、３，８８０万円を計上したものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神山雅行君】 続きます、第８款土木費でございますが、ページをめくっていただきまして、２４ページ、２５ページをお開きください。第８款土木費、第２項道路橋梁費、２目道路維持費９０万円の増額補正につきましては、１０節需用費で、電気料金の高騰に伴い光熱水費を増額するものでございます。

次に、第３項河川費、１目河川総務費、４万４，０００円の増額補正につきましては、１６節の公有財産購入費でございまして、こちら、しらさぎ三丁目地内を流れております普通河川磯川におきまして、その磯川の河川構造物、具体的に申し上げますと、護岸ブロックの一部が民有地との境界を侵していることが発覚したため、当該用地を買収するため、補正するものでございます。

次に、第４項都市計画費、１目都市計画総務費６０万２，０００円の増額補正でございますが、その内訳といたしますと、１２節の委託料でございまして、こちら、栃木県が進めております主要地方道宇都宮結城線の改良事業に伴いまして、その県道に接続する町道３－１９８号線の改良工事が必要となったことから、その設計業務に係る費用を増額するものでございます。

次に、２目公園管理費４８万４，０００円の減額補正につきましては、１０節需用費の５５万円、こちら、光熱水費に係る費用でございまして、電気料金の高騰に伴い増額するもの。

次の１２節委託料におきましては、まず都市公園等の維持管理におきまして、古木等の枯れによる伐採業務の増に伴いまして９５万７，０００円の増額。また、下にあります設計はですね、公園の遊具改修設計業務を当初、委託により計画していたところ、直営による作業でですね、行うということに見直したことに伴いまして１９９万１，０００円の減額、合計で１０３万４，０００円の減額ということになるものでございます。

次に、４目公共下水道費１，０８９万１，０００円の減額の内訳でございますが、１８節負担金、補助及び交付金におきまして、下水道事業支出の中の他会計借入金償還金の減額に伴いまして、１，５１１万１，０００円の減額をするもの、また、次の２３節投資及び出資金におきましては、下水道事業の建設改良費の補正に伴いまして４２２万円を増額するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 続きます、２６ページ、２７ページをお開きください。第９款第１項消

防費、2目非常備消防費の補正は、コロナ禍の影響により町消防ポンプ操法大会を中止し、県大会出場を取りやめたことにより、その開催等の費用として計上いたしました1節の消防団員の報酬、7節報償費の入賞賞品代、10節需用費の消耗品費及び弁当代などの食糧費、これらを減額補正するものです。

次に、3目消防施設費の補正は、17節備品購入費でポンプ操法大会時に購入している消防用ホースを購入しなかったことからその費用を減額するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 続きまして、第10款教育費、第1項教育総務費、3目教育研究所費、補正額39万3,000円の減額は、13節使用料及び賃借料で、中学生海外派遣の代替事業において町有バスを利用したため、民間バスの借り上げ費用が不用になったものでございます。

次に、第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額1,369万6,000円の増額のうち、給与費以外のものにつきましては、10節需用費1,551万2,000円の増額で、消耗品費として国の学校保健特別対策事業により112万円の増額を、光熱水費として電気料金の高騰により1,439万2,000円の増額をするものでございます。

次に、2目教育振興費、補正額120万円の減額は、19節扶助費で要保護・準要保護児童援助費の支給対象者の確定見込みにより減額するものでございます。

次に、第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額955万2,000円の増額のうち、給与費以外のものにつきましては、10節需用費810万4,000円の増額で、消耗品費として国の学校保健特別対策事業により56万円の増額を、光熱水費として電気料金の高騰により754万4,000円の増額をするものでございます。

次に、2目教育振興費、補正額150万円の減額は、19節扶助費で要保護・準要保護生徒援助費の支給対象者の確定見込みにより減額するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野和弘君】 28、29ページをお開きください。第4項社会教育費、1目社会教育総務費、11節役務費の135万2,000円の増額は、(仮称)生涯学習・子育て支援複合施設建築確認申請等の手数料でございます。14節工事請負費16億5,000万円は、(仮称)生涯学習・子育て支援複合施設建築費用でございます。

続きまして、第5項保健体育費、3目体育施設管理費、21節補償、補填及び賠償金189万8,000円の増額は、体育センター指定管理者への新型コロナによる休館期間及びテニスコート人工芝張り替え工事による休止期間に対する補償金でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 続きまして、4目給食センター費、補正額881万2,000円の増額のうち、給与費以外のものにつきましては、10節需用費で電気料金の高騰により578万円の増額を、14節工事請負費においては、真空冷却設備改修工事の入札による執行残等で1,517



万2,000円の減額、及びプレハブ冷凍庫コンテナ改修事業による2,000万円の増額で、合わせて482万8,000円の増額。17節備品購入費で消毒保管庫購入の入札による執行の残額により170万円の減額をするものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 それでは、ページのほう戻っていただきまして、8ページをお開き願います。

第2表継続費補正、追加でございまして。第10款教育費、第5項保健体育費、プレハブ冷凍庫・コンテナ洗浄機等改修事業で、総額で5,083万9,000円。年割額、令和4年度2,000万円、令和5年度3,083万9,000円に定めるものでございまして。

第3表繰越明許費補正、追加でございまして。第6款農林水産業費、第1項農地費、農地再整備事業から第8款土木費、第2項道路橋梁費、道路整備事業、第10款教育費、第4項社会教育費、生涯学習・子育て支援複合施設整備事業までの3事業におきまして、年度内の事業完了が困難なため繰越明許するものでございまして。

第4表地方債補正、追加でございまして。先ほど、歳入のほうで御説明いたしました6の生涯学習・子育て支援複合施設整備事業につきまして、表に記載のとおり、限度額等を定めるものでございまして。

以上で、議案第60号「令和4年度上三川町一般会計補正予算（第4号）」の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 続きまして、議案第61号「令和4年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

2の歳入につきましては、第7款繰入金、第1項繰入金、1目一般会計繰入金173万2,000円の減額。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。3の歳出につきましては、第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費173万2,000円の減額で、歳入歳出ともに、一般会計の説明同様に、会計間の人事異動と給与改定に伴う人件費に係る補正でございまして。

以上で、議案第61号「令和4年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、議案第62号「令和4年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。歳入、第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金における359万1,000円の減額補正と、ページをめくっていただきまして、12ページ、13ページの歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費における359万1,000円の減額補正は、一般会計の説明同様に、会計間の人事異動と給与改定に伴う人件費の補正でございまして。

以上で、議案第62号「令和4年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 続きまして、議案第63号「令和4年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正予算の10ページ、11ページをお開き願います。2の歳入につきましては、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金7万4,000円の減額。

12ページ、13ページをお開きください。3の歳出につきましては、第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費7万4,000円の減額。こちらにつきましては、歳入歳出ともに、一般会計の説明同様に会計間の人事異動と給与改定に伴う人件費に係る補正でございます。

以上で、議案第63号「令和4年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 続きまして、議案第64号「令和4年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目農業集落排水事業費分担金の269万5,000円の増額につきましては、分家住宅等の建設に伴い、分担金収入が増となったためでございます。

第3款繰入金、第1項繰入金、1目一般会計繰入金の1,442万2,000円の増額につきましては、主に電気料金の高騰に伴う光熱水費の増によるものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。歳出でございますが、第1款農業集落排水事業費、第1項総務費、1目一般管理費23万7,000円の減額につきましては、人件費で職員の会計間の異動等に伴うものでございます。第2項施設管理費、1目施設管理費1,735万4,000円の増額につきましては、11節需用費で電気料金の高騰による光熱水費の増によるものでございます。第3項建設事業費、1目農業集落排水事業建設事業費の財源内訳につきましては、受益者分担金269万5,000円の増額に伴い、組替えを行うものでございます。

以上で、議案第64号「令和4年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

続きまして、議案第65号「令和4年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開き願います。補正予算参考資料により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入になりますが、第1款水道事業収益、第1項営業収益、1目給水収益、1節水道料金の2,958万6,000円の減額につきましては、物価高騰などの影響を受けた生活者や事業者の支援を目的としまして、水道料金の減免実施に伴うものになります。減免の内容につきましては、水道料金のうち基本料金を、3カ月分の減免をいたします。期間は令和5年1月分から3月分までを予

定しております。

次に、第2項営業外収益、5目1節他会計補助金の2,989万2,000円の増額につきましては、水道料金の減額及び費用の増加に伴い増額するものでございます。

次に、収益的支出でございます。第1款水道事業費用、第1項営業費用、1目原水及び浄水費の823万9,000円の増額、及び2目配水及び給水費の1,775万2,000円の増額につきましては、電気料金の高騰に伴い、9節動力費を増額するものでございます。

次に、4目業務費、8節委託料の30万6,000円の増額につきましては、水道料金の減免実施に伴い、水道使用者への減免通知配達業務委託料としまして増額するものでございます。

続きまして、12、13ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道事業収入、第5項1目他会計貸付金償還金の2,100万円の減額につきましては、令和3年度に下水道事業への貸付けを行わなかったことにより、貸付金の償還が発生しないため、他会計貸付金償還金を減額するものでございます。

次に、資本的支出でございます。第1款水道事業支出、第1項建設改良費、1目水道事業施設整備費の645万1,000円の減額につきましては、人件費で、職員の会計間の異動等に伴うものでございます。

以上で、議案第65号「令和4年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

続きまして、議案第66号「令和4年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開き願います。補正予算参考資料により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入になりますが、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、2目他会計補助金588万9,000円の増額につきましては、人件費等の支出等に伴うものでございます。

次に、支出になりますが、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、1目公共下水道管渠費94万8,000円の増額につきましては、1節光熱水費で、電気料の高騰に伴うものでございます。4目公共下水道事業総係費694万1,000円の増額につきましては、人件費で、職員の会計間の異動等に伴うものでございます。

次に、第2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税200万円の減額につきましては、収入支出の変動に伴うものでございます。

次に、補正予算書の14、15ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入になりますが、第1款下水道事業収入、第1項1目企業債100万円の減額につきましては、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の事業費の変更に伴い、起債の補正をするものでございます。第2項1目出資金422万円の増額につきましては、人件費と事業費の補正に伴うものでございます。第3項1目他会計補助金2,100万円の減額につきましては、ページ最下段にあります第3項1目他会計借入金償還金2,100万円の減額に伴い、一般会計からの補助金を減額するものでございます。第5項1目国庫補助金504万3,000円の減額につきましては、国庫補助金の内示によるものでございます。

次に、支出になりますが、第1款下水道事業支出、第1項建設改良費、1目公共下水道事業費1,472万3,000円の減額補正のうち、人件費につきましては、職員の会計間の異動等に伴う増

額になります。4節の委託料につきましては、国庫補助金の内示に伴い減額をするものでございます。5節の工事請負費につきましては、当初、県で施工しております多功地区の県道結城石橋線の道路整備に合わせまして下水道工事を行う予定でございましたが、用地取得の難航により工事ができなかったため、減額をするものでございます。2目特定環境公共下水道事業費、2節工事請負費1,290万円の増額につきましては、先ほどの1目公共下水道事業費、5節の工事請負費からの振替によるもので、差額につきましては、国庫補助金の内示に伴うものでございます。第3項1目他会計借入金償還金2,100万円の減額につきましては、令和3年度に下水道事業からの借入れを行わなかったことにより、償還金を減額するものでございます。

ページを戻りまして、補正予算書の2ページをお開き願います。補正予算第4条になりますが、起債の限度額におきましては、各事業費の変更に伴いまして、表のとおり変更するものでございます。

次に、第5条におきましては、人件費の補正に伴い、予算第9条の職員給与費を補正するものでございます。

次に、第6条におきましては、支出の減額に伴い、予算第10条の補助を受ける金額を補正するものでございます。

以上で、議案第66号「令和4年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 会議途中ですが、昼食のため休憩いたします。午後1時、再開いたします。

午後0時04分 休憩

午後0時58分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復しまして会議を再開いたします。

---

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 議案第60号「令和4年度上三川町一般会計補正予算（第4号）」の中でお伺いいたします。何点かお伺いいたします。補正予算書の23ページ、第7款第1項商工費、うち18節負担金、補助及び交付金なんですけども、この中の交付金でエネルギー価格等高騰対策支援金ということで、多分土曜日の下野新聞に載ってました。「中小企業には10万円、そして自営業には上限5万円ということで支給する」ということでございますが、これらの件数について、その予算の内容ですね、こういったものがどれぐらいあるのかということです。

それと、補正予算書の25ページ、第8款土木費のうちで2目公園管理費、12節委託料で施設管理費が95万7,000円減額してますけども、この事由をもう一回お聞かせ願いたいと同時に、都市公園の中の看板があって、かなり老朽化がしてますけども、減額するんじゃなくて、こういうところに修繕費のほうに……。

（「増やしてんねや、これ、95万7,000円」の声あり）

○6番【志鳥勝則君】　そうですか。すみません、三角じゃなかった。そうですね、分かりました。失礼しました。

それと、補正予算書の29ページ。第4項社会教育費の中の14節工事請負費16億5,000万円なんですけども、今まで執行部のほうから聞かされてたのは、令和5年度最初の頃に工事をやりますよと、急な話なんですけども、なぜ今ここで補正組むのかということ、2点お伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】　執行部の答弁をお願いします。商工課長。

○商工課長【田仲進壽君】　それでは、1点目の御質問にお答えしたいと思います。

御質問につきましては、エネルギー価格等高騰対策支援金の予算を積算した際の企業数の積算根拠ということかと思えます。まず、法人に関しましては、町内720社を見積もりました。一方、個人事業者につきましては、280の個人事業者を見積もりました。ただし、それら全員が今回の要件に該当する、もしくは物価高騰の影響を受けているとは限りませんので、その中の申請率を先ほどの件数に掛け合わせて金額のほうを出しております。

ちなみに、法人につきましては、申請率は50%と見込んでおります。個人事業者につきましては、20%の申請率と見込んで、トータルで3,880万円というような補正予算の数字を積算しております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】　企画課長。

○企画課長【枝 博信君】　2点目の御質問でございますが、なぜ今、補正で対応するのかという御質問でございますが、この件につきましては、今回12月補正でお願いしているわけでございますが、町のほうとしましては、当初からですね、補助事業、これの導入を考えてきて事業のほう進めてきてる経過がございます。地方創生拠点整備交付金事業というのを補助採択、これを目指して、今現在も国・県の指導を受けながら進めてきておるわけでございますが、この交付金のほうのですね、申請がですね、年明け、令和5年1月の申請となります。現時点では、この交付金のほう、計上することができませんので、今回の形での起債のほうの財源のほうを計上しているわけでございます。国のほうの、今年のこの事業については、国の令和4年度ですね、補正予算がこれの申請となるため、今言ったようなことで今回、お願いするものでございます。

繰越しの対応となりまして、建設につきましては、令和5年の4月から令和6年の3月までの期間での工事となります。なおですね、これを進めていく中で補助金、交付金のほうがですね、国の内示がですね、3月の中旬となります。これをもし補助採択のほうが遅れた場合はですね、速やかに採択内容に沿った形での財源の振替というものを考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】　6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】　都市公園のほうについては私の勘違いということで、申し訳ありませんでした。

それとですね、私も農業関係で物価高騰ということで補助金をもらったんですけども、農業に関しては一律3万円なんです。今回の予算では、エネルギー価格等高騰対策支援金の商工業に関する部分については、上限5万円ということになってるんですが、この辺のところは農政関係と商工関係は何か打

合せをしながらこういった金額を決めてったのかどうか。何か農業関係が3万円で、個人事業者が5万円を上限とするということ。今回の下野新聞の中には個人事業者が上限5万円ということで、ちょっと差があるんじゃないかなと、一貫した考えの中で交付するべきじゃないかなというふうに思ってますけども、このようなところの考え方。

それと、国の採択を、16億5,000万円の事業費のうち国の申請した採択を受けられない場合にはどうなんですか。そのようなところをお聞かせ願います。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【田仲進壽君】 まず、今回のですね、エネルギー価格等高騰対策支援金の補正につきましては、国のほうで9月であったかと思いますが、「地方創生臨時交付金の中の重点、いわゆる重点交付金を出しましょう。その重点交付金については、ガソリン代であったり電気代であったり、そういったものが高騰していることによって、そういった支援をしていってくださいね」というようなお金の出し方であったかと思いますが。それを受けて、商工業者に対する支援ということで、私どものほうでは、このような支援金を考えたわけですけども、農政のほうでは、もういち早く、そういった重点交付金が交付される前から手当のほうを考えていたということで、その額については個別に設定したということでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 枝企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 2点目の御質問ですが、もしこれが受けられなかったらという御質問かと思うんですけど、現在ですね、この財源につきましては、今回12月補正で起債のほうでお願いしているわけですが、この起債につきましては2種類ございます。

まず、財源としましては、生涯学習センターの整備基金、これが3億6,000万円。起債については2種類ございまして、一つはですね、現状での一番有利な起債としまして、公共施設等適正管理推進事業債というのがございます。これにつきましては、充当率が90%、交付税措置として50%、補助裏のですね、9割、起債を起こすことができまして、元利償還金の50%が国からの普通交付税でカウントいただけるという有利な起債でございます。

これを今回、8億6,000万円、今の12月補正の段階での起債、11億円のうちの8億6,000万円、これによりまして4億3,000万円、これは交付税措置が受けられるというものでございますので、もし交付金のほう入らない場合でも、4億3,000万円については、これはもう交付税のほうでカウントいただけるというものでございます。もし入らなかったらということですが、採択が受けられなかったらということですが、その場合には、この今の計画ですね、今回補正でお願いしているほうの起債の11億円を借りていくということで対応していかなければならないというふうに思っております。ただ、現在までこれについてはですね、国そして県のほうの御指導を得ながらですね、何としても採択を受けられるようにということで、町を挙げて、国のほうにもですね、働きかけながら頑張っていきたいということでございます。全力を尽くすということだと私は思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 エネルギー価格等高騰対策支援金の交付金関係なんですけども、先ほど同じような目的で農政のほうは3万円ですと、商工関係は5万円を上限にと、個人事業者ということなんですけども、この辺のところの交付の一貫性というものは取るべきだったんじゃないかと。一般の農業者に聞きますと、この新聞記事を読んだ農業者は、「何で農業は3万円なんだ。何で中小企業、あるいはそのうちの個人事業者は5万円上限なんだと。2万円の差があるんじゃないか」と。こういった、同じような対策の中で、町の交付額の一貫性、金額の一貫性というものは町長、どんなふうに考えてたんですか。町長も当然この中には、こういった方策を決める中では町長も当然、会話の中には入ってたと思うんですけども、その辺のところを町長にお伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 今回の補正予算について、前回、以前からの農業者に対する支援も含めてですが、これは各課において担当する所管の関係者などの状況を調査して、今回は商工課のほうでいろんな商工業者等を調査しての成果のほうは、商工団体のほうを調査して金額を算定していったこととございます。一貫性ということも、そういうご意見もあるかと思いますが、しかし、その状況を調査した上でその金額の算定ということになってございます。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。7番、海老原君。

○7番【海老原友子君】 議案第60号の一般会計補正予算のですね、18、19ページの第3款民生費の1目児童福祉総務費の中の12節委託料のですね。上三川第3学童の設計ということで、先ほど課長のほうにちょっとお話を聞いたところ、「図書館の南館の1階のところを予定してる」って話だったんですけど、それはいつ頃スタートするのか、それと、第2学童も結構、道路側から見ると窮屈そうだなというふうにもいつも見ながら、前を通ったりしてたんですけども、上三川小学校区は今すぐく児童が増えていて、学童も、第2学童、第3学童、もしかしたら今度第4学童とかというふうな、そういうのを目指していかなくてはいけないんじゃないかなと私も思ってるんですけど、まず、その第3学童をそこにつくるに当たって、そこの2階にはオアシスって施設がありますね。そこの関連性とかというのは十分に考慮されてそこを選んだんでしょうか。その辺、伺います。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 上三川小学校学童第3学童についてですが、まず1点目、いつ頃から実施するのかということですが、こちらについては、今回補正予算で設計委託料を計上しまして、令和5年度の当初予算では工事費等を計上する予定としております。もし御承認いただけた場合、最短でも開所については8月以降を予定しているところでございます。

オアシスさんとの関連性についてなんですけれども、実際、今度図書館の南館、1階を第3学童、2階をオアシス、オアシスについてはそのまま継続して実施する予定ということになっております。ただ、学童の利用時間帯につきましては、放課後からになりますので、学校のオアシスさんとの若干の合わさる期間、時間帯はあるかと思いますが、おおむね問題はないのかなというふうにはちょっと考えているところです。ただ、今回オアシスさんのほうの所管する教育委員会のほうともよく協議をした上で、そちらの図書館の南側を利用しても差し支えないということで判断いたしました。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原君。

○7番【海老原友子君】 では、教育委員会のほうにちょっとお伺いしますが、どちらかというと、学童の子供たちは元気いっぱい、もう本当にはち切れんばかりの子供たちが多いと思うんですけど、やっぱりオアシスさんに通ってる子供たちというのは、ちょっとやっぱり心に問題があったりとか、そういうお子さんたちがいると思うんですけども、そういう子供たちが、多少重なる時間は短いとしても、元気いっぱいの子供たちと接するというに何ら問題はないと考える根拠というか、その辺を教えてください。

○議長【高橋正昭君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 今、重なる部分が少ないというふうな話がありましたが、実質的には重なる部分はほとんどないというふうに思っております。オアシスの下校が大体午後2時30分から45分ということなんです。子供たちは大体その時間から始まるということでございます。また、夏休みに関しても、オアシスは実質行っていない状況ですので、夏休み期間、日中、学童の子供たちが利用することにも支障はないというふうに考えて、教育委員会としては回答した次第でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 私は予算書に対する執行を反対するために反対討論をいたします。

なぜ反対するかというと、今補正予算で、電気料が上がってるということで、いろんな課から電気料の負担額が出ておりました。そのように、予算の補正を組まなきゃならないほどのことなのに、今度はこの庁舎内の改修の計画もないのにトイレの改修が始まって1億5,000万円も使う。トイレができて他をやらないというわけではないと思うんですね。

それから今、企画課長が一生懸命、町を挙げての生涯学習館だって言うけど、町を挙げてるのは町長と企画課の課長ぐらいなもので、私は必要ないと思ってる。このときに補正が通って、補助金が出なかって建てるんだということのように私は聞こえたんですね。この補正を組んでる人たちが、補正をしなければいけないほどの実情なのに、1億5,000万円でトイレを造ったり、18億円もかけたり17億円もかけたりして、今造らなきゃいけないのかということに、私は問題があるんじゃないかと思うんです。

ですから、この補正に、あたかも造らなきゃいけないだと町民が賛同してるというのはごく一部の人はですよ。予算を組んだということは、建てるということだと思ってる。これが今、世の中で通るんでしょうか。片一方では、5,000円か1万円か10万円かの補助がないかあるかって話をしてるんです。片や18億円で建てるの1億5,000万円でトイレを直すの、そのトイレの中の中身も、4階まで来て多目的トイレは誰も使わないだろうと、私ぐらいは使うかもしれないんですがね。でもそういう状態をつくっているのが、場当たりの、誰かが何かを言ったらやろうじゃないか。やりましょうか。そういうことをやってること自体、この行政の優柔不断はないと思ってるんです。



それは確かに企画課長は造りたいんでしょう。名誉のためか、定年前の立派なことかは知らないですよ。でも、今やる時じゃないだろうと言ってるだけなんです。造るなど言ってるんじゃないんです。今は財政がないんだ。補助金もできないかもしれないんだ。それでも建てる理由はどこにあるのかお聞かせ願いたいと思います。ですから、この予算書の執行には、私は大反対でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 他に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第60号「令和4年度上三川町一般会計補正予算(第4号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号「令和4年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号「令和4年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号「令和4年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号「令和4年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号「令和4年度上三川町水道事業会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号「令和4年度上三川町下水道事業会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定

することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日、町長から、報告第9号「議会の委任による専決処分の報告について（町道に係る事故の和解に関する専決処分）」及び議案第67号「工事請負契約の締結について（庁舎内部改修工事（トイレ等）」が提出されました。以上の2件を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。報告第9号及び議案第67号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

○議長【高橋正昭君】 追加日程第1、報告第9号「議会の委任による専決処分の報告について（町道に係る事故の和解に関する専決処分）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました報告第9号「議会の委任による専決処分の報告について（町道に係る事故の和解に関する専決処分）」について、御説明いたします。

令和4年7月17日、午後9時33分頃、町道4-016号線の道路舗装の破損により、相手方自動車のタイヤを損傷させました町道の事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第9号はこれをもって終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 追加日程第2、議案第67号「工事請負契約の締結について（庁舎内部改修工事（トイレ等）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第67号「工事請負契約の締結について（庁舎内部改修工事（トイレ等）」御説明いたします。

本案件は、上三川町しらさぎ一丁目1番地の庁舎内部改修工事（トイレ等）を実施するための工事請負契約で、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約に当たりますので、上程するものでございます。

契約の内容は、契約金額1億5,873万円で、契約の相手方は鈴木屋・東部特定建設工事共同企業体でございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。会議規則第46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第50号から議案第52号まで、議案第54号から議案第59号まで、及び議案第67号については、12月7日までに審査を終了するよう、期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、議案第50号から議案第52号まで、議案第54号から議案第59号まで、及び議案第67号については、12月7日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

---

○議長【高橋正昭君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日、12月1日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後1時31分 散会